

サーバセグメント用L2SW借上 仕様書

1	リース物件名	サーバセグメント用L2SW借上
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙「リース物件内訳書」のとおり
3	設置場所	横須賀市教育研究所(横須賀市久里浜6-14-3)
4	リース期間	平成30年8月1日から平成35年7月31日までの60ヶ月とする。
5	保守契約	購入金額に含む。(別紙「物件詳細説明書」記載のとおり。)
6	リース物件 設置・撤去費用	賃貸人はリース物件を納入場所へ搬入すること。(設置業務は含まない) 搬入納品する物品の搬入費用は、賃貸人の負担とする。 撤去費用は、所有権の移転に伴い発生しない。
7	動産総合保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。
8	リース物件の 固定資産税	固定資産税は非課税のためリース料に算入しないこと。
9	リース期間 満了後の措置	賃借人の所有権に帰属
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約 (初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	60ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる8ヶ月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。
13	その他事項	①落札者は、納入物品の明細(リース物件内訳書と同一の項目及び規格を記載すること)を、速やかに本市へ提出し、仕様書どおりであることの承認を得た上で納品すること。 ②落札者は、保守内容を保証する文書を、速やかに本市へ提出し、仕様書どおりであることの承認を得た上で納品すること。 ③落札者は、リース物件内訳書のリース物件名ごとに1台当りの月額リース料を書面で本市へ提出すること。 ④機器、ソフトウェア、ライセンスは、全て新品を納品することとし、複数納品する場合はそれぞれ同一メーカー同一型番のものとすること。また、機器に使用しているファームウェアは最新のものであること。 ⑤納品(搬入)日時は基本的にリース開始日前日までの平日9時から17時とする。詳細については別途協議して決定する。 ⑥納品時、予備部材を除く不用品及び空箱・梱包材等は納入事業者が回収すること。 ⑦契約締結以後、モデルチェンジ等の理由によりリース物件内訳書の物品が納入できない場合は、本市と協議の上、同等性能以上の物品を納入すること。
14	連絡先	横須賀市 教育委員会教育総務部 教育政策課(教育情報システム室) 三ツ堀 046-834-9308(直通)

リース物件内訳書

(税抜き)

No.	リース物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数 量	月額リース料(円) ※
1	L2SW	WS-C2960X-24TS-L	台	6	
2	No.1の保守	平日9:00-17:00オンサイト保守	式	1	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

※月額リース料欄は、契約者が記入する。

1. L2SW 詳細仕様

No.	品名	型番	数量
1.1	Catalyst 2960-X 24 GigE, 4 x 1G SFP, LAN Base	WS-C2960X-24TS-L	6
1.2	1.1の保守5年	-	1

2. 機器保守

No.	項目	内容
2.1	保守業務の内容	下記2.2～2.7に示す要求事項を満たす保守サービスを追加費用なしで実施すること。 ※リース料金には保守サービス料金を含めること。
2.2	保守対象・期間	リース物件No1.1について、納入後60か月分のハードウェア保守を付属させること。
2.3	保守受付時間	平日9時から17時とする。
2.4	受付窓口	障害発生時、迅速かつ適切に対応できるよう、日本語で電話、および電子メールによる問合せ窓口を有していること。また、機器納入後、速やかに、その体制を文書にして提出すること。
2.5	問い合わせ対応	本市または運用事業者からの下記の問い合わせに対応すること。 ・納入物品に関する障害切り分け時の問い合わせ対応 ・納入物品に関するログ等の解析(技術サポート)の実施 ・納入物品に関する修正ソフトウェア、修正パッチ、修正ドライバの適用に関する技術サポートの実施
2.6	ハードウェアオンサイト保守	ハードウェア故障連絡時はオンサイト修繕対応を実施すること。
2.7	その他	本市の情報の取り扱い規定を順守すること。 本市運用事業者との保守の役割分担は、「3. 保守業務体制の一覧表」とおとりとするので、協調して保守を実施すること。

3. 保守業務体制の一覧表

No.	項目	内容	役割分担	
			横須賀市 運用事業者	納入事業者
3.1	前提条件	本仕様書に基づき調達する保守サービスについて、本市運用事業者との業務体制区分は以下のとおりとする。	-	-
3.2	システム監視・運用	調達する機器の日々の監視業務・ログ等運用監視業務・一次切り分け業務を行うこと。	○	
3.3	情報提供	調達する機器を運用するうえで必要となるセキュリティ情報・不具合情報等について情報提供を行うこと。また、ソフトウェアのバージョンアップ情報等について情報提供を行うこと。		○
3.4	バージョンアップ・ 修正パッチ対応	必要なファイル・ライセンス提供	ファームウェアやソフトウェアのバージョンアップ・修正パッチ等に必要なファイルや権利を提供すること。	○
3.5		技術支援	ファームウェアやソフトウェアのバージョンアップ・修正パッチ等の適用作業に必要な手順、確認方法に関する問合せに対し、技術支援を行うこと。	○
3.6	障害対応	対応作業	ファームウェアやソフトウェアのバージョンアップ・修正パッチ等の適用作業を行うこと。	○
3.7		方針検討	詳細切り分けのための方針の検討・報告を行うこと。	○
3.8		問い合わせ対応	障害切り分けにおける問い合わせに対し、技術支援対応を行うこと。	○
3.9		ログの採取	詳細切り分けに必要な、機器及びソフトウェアのログの採取を実施すること。	○
3.10	ログ解析・回答	採取したログの解析を行い、回答を行うこと。		○
3.11		機器の運搬	センドバック保守に係る機器の発送を行うこと。また、当該機器の発送に伴う費用を負担すること。	
3.12	保守対応	オンサイト保守(交換)作業	ハードウェアのオンサイト保守作業を実施すること	○
3.13	保守対応	オンサイト保守作業管理	作業調整・オンサイト立会・施工管理・安全管理を行うこと	○

4. 用語の説明・定義

項番	項目	詳細仕様
4.1	「平日」	以下を除いた日のこと。 ・土曜、日曜 ・国民の祝日に関する法律にて定める休日(1月1日を含む) ・12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日